様式９

令和　　年　　月　　日

埼玉県知事　　殿

主たる事務所の所在地

医療法人　　　　　会

理事長

決　　　算　　　届

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの決算を終了したので、医療法第５２条第１項の規定により届出します。

［添付書類］

１．事業報告書

２．財産目録

３．貸借対照表

４．損益計算書

５．関係事業者との取引の状況に関する報告書

６．監事の監査報告書

　※定款の提出について

　　　医療法改正に伴い、事業報告書などと共に定款（寄附行為）も閲覧の対象となりましたので、現行の定款（寄附行為）を未提出の場合は、併せて提出してください。

Ａ．社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

７．法第４２条の２第１項第１号から第６号の要件に該当する旨を説明する書類

Ｂ．社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること。（ただし、１０及び１１は社会医療法人に限る。）

８．純資産変動計算書

９．キャッシュ・フロー計算書

１０．附属明細表

１１．公認会計士又は監査法人の監査報告書

１２．法第４２条の２第１項第１号から第６号の要件に該当する旨を説明する書類

（注）１．貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

　　　２．提出は毎会計年度終了後３月以内である。

　　　３．貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和３９年政令第２９号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要である。